

みまもい通信 その47 <平成25年3月号>

知人が訪ねて来て、どんな病気も良くなると勧めるのでネックレスを購入。



体調は良くならないので返品したい

呉服販売をしている知人が「フラクシリカのネックレスを身につけると**どんな病気も良くなる**」と言うので2本を50万円で購入。しかし悩んでいた**足の血行はちっともよくなる**為、**返品したい**」と相談が入りました。薬効をうたうセールストークは薬事法に抵触する可能性があります。訪問販売で契約書を渡されていなかったためクーリング・オフを助言しました。

トラブルは早めに

札幌市消費者センター(728-2121)へご相談ください